平成３０年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	１７

府 省 庁 名　国土交通省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
要望 項目名	高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 　高規格堤防整備事業により家屋の一時移転の対象となった者に対し、収用等に認められる税制上の特例措置に準じた特例措置を講じる。 ・特例措置の内容 　高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示日から２年以内に当該土地に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合に適用される、当該建替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除する特例措置の適用期限を２年間延長（平成 32 年３月 31 日まで）する。
関係条文	地方税法附則第 11 条第２項、地方税法施行令附則第７条第２項 河川法第６条第２項、第４項、河川法施行規則第２条
減収 見込額	［初年度］　－　（ ▲５．８ ）　［平年度］　－　（ ▲２．８ ） ［改正増減収額］　－　（単位：百万円）
要望理由	（１）政策目的 　高規格堤防は、大都市の人口・資産が集積するゼロメートル地帯等に密集した市街地がある河川において、堤防決壊による壊滅的な被害を回避するために幅の広い緩傾斜堤防を整備するものであり、このことは、第４次社会資本整備重点計画（平成27年９月18日閣議決定）における重点目標である「人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進」に資する施策として整備が進められている。また、一部区間が整備された場合にも、氾濫時には住民の貴重な避難場所など多面的な効果が期待されている。 （２）施策の必要性 　高規格堤防の整備は、民有の土地等を一時的に使用して当該土地上に堤防等の整備を行い、工事終了後に当該土地を返還する手法をとるため、当該土地上の家屋の所有者は、家屋を一度除去し、工事終了後に当該土地の返還を受けた後、当該土地に建替家屋を取得することとなる。本事業では、当該土地が３年から５年にわたって工事に使用されるため、従前家屋の所有者は移転補償金を受けてから２年以内に建替家屋の取得ができず、収用事業に適用される不動産取得税に係る特例措置の適用を受けることができないこととなる。 　事業手法の違いによってこのような差が生じることは不均衡・不平等であるため、これまで２年を期限として本特例措置が設けられ、延長されてきたところ。高規格堤防整備事業は、現在も引き続き、継続中であり、実際に移転補償契約を締結して家屋を除去し、一時的に他の土地で仮住居において生活する家屋の所有者もおり、引き続き本特例の適用を受けられるよう要望するもの。 また、事業の推進にあたっては、地元からの強い要望があり、まちづくりとの連携がスムーズにでき、地域の防災力向上に資するところ等を優先的に整備している。
本要望に 対応する 縮減案	－

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○第４次社会資本整備重点計画（平成 27 年９月 18 日閣議決定） 重点目標２ 災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する 政策パッケージ２－２： 激甚化する気象災害に対するリスクの低減 「人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進」 ○国土交通省政策評価基本計画（平成 26 年３月） 安全 政策目標 ４ ： 水害等災害による被害の軽減 施策目標 12 ： 水害・土砂災害の防止・減災を推進する
	政策の達成目標	○平成 29 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 28 年８月） 安全 ・業績指標 49「人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率」 （国管理区間 H26 年度末 ：約 71%→H32 年度末 ： 約 76%）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	２年間（平成 30 年度～平成 31 年度）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	○平成 28 年度政策チェックアップ 業績指標モニタリング結果 安全 ・業績指標 49「人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率」 （H27 年度末 ： 約 71.3%）
有効性	要望の措置の適用見込み	・適用見込み（カッコ内は減収額、単位百万円） 平成 30 年度 33 件（▲5.8） 平成 31 年度 16 件（▲2.8）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高規格堤防の事業区域内の建物所有者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置が存することを説明することにより事業に対する家屋所有者の早期の合意が得られ、高規格堤防の円滑な整備に寄与している。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	―
	予算上の措置等の要求内容及び金額	一般公共事業費 治水事業等関係費 （平成 30 年度予算要求額 9,222 億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算上の措置等は、高規格堤防の整備による河川整備の推進を図り、沿川の治水安全度を着実に向上させ、洪水氾濫による災害から国民の生命、身体及び財産を守るものである。本税制特例措置は、この高規格堤防整備事業の円滑な実施に必要不可欠なものである。
	要望の措置の妥当性	高規格堤防の整備に係る建替家屋の取得は、収用に伴う場合と同様、公共上の必要性により行われるものであるため、収用に伴う建替家屋の取得の場合と同様に税負担の軽減を図るべきである。

税負担軽減措置等の適用実績	平成 24 年度　　０件 平成 25 年度　　０件 平成 26 年度　　０件 平成 27 年度　　０件 平成 28 年度　　０件
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	①　適用総額の種類：　課税標準（不動産の価格） ②　適用実績（千円）：　H25 年度：０　H26 年度：０　H27 年度：０
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	高規格堤防の事業区域内の建物所有者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置が存することを説明することにより事業に対する建物所有者の早期の合意が得られ、高規格堤防の円滑な整備に寄与している。
前回要望時の達成目標	○平成 27 年度国土交通省政策評価基本計画（平成 27 年３月）　安全 ・業績指標 58「人口・資産集積地区等における中間的な目標に対する河川の整備率」 （国管理区間H23 年度末：約 72%→H28 年度末：約 76% ）
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	上記業績指標 58「人口・資産集積地区等における中間的目標に対する河川の整備率」は、平成 26 年度末で約 75.9%となっており、上記目標は概ね達成できたところである。 なお、高規格堤防整備事業は、地元から強い要望があり、まちづくりとの連携がスムーズにでき、大洪水時にも浸水しない広域避難場所等として活用できるなど、地域の防災力向上に資するところを優先的に実施している。
これまでの要望経緯	平成３年度創設 平成６年度、平成８年度、平成 10 年度、平成 12 年度、平成 14 年度、平成 16 年度、平成 18 年度、平成 20 年度、平成 22 年度、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 28 年度延長